

平成20年5月

# 景観育成特定地区景観計画 について

伊那市西箕輪

長野県建設部建築指導課

# 1 景観法と景観条例

- **景観法** (平成16年 法律第110号)

良好な景観の形成に必要な届出や、変更命令ができるなどの制度のみを規定し、その他の規定は、景観行政団体の条例及び景観計画(良好な景観を形成に関する計画)で柔軟に決めることができる。

- **長野県景観条例** (平成4年長野県条例第22号、平成17年全面改正)

景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等必要な事項を定める。

## 2 景観計画

- 景観計画区域 …… 長野県全域

(景観行政団体となった市町村の区域を除く)

### 景観育成重点地域(県下4地域)

市町村単位又は複数の市町村など比較的広い範囲を想定し、信州の景観の骨格をなす地域として、県が地域の調整を行い指定

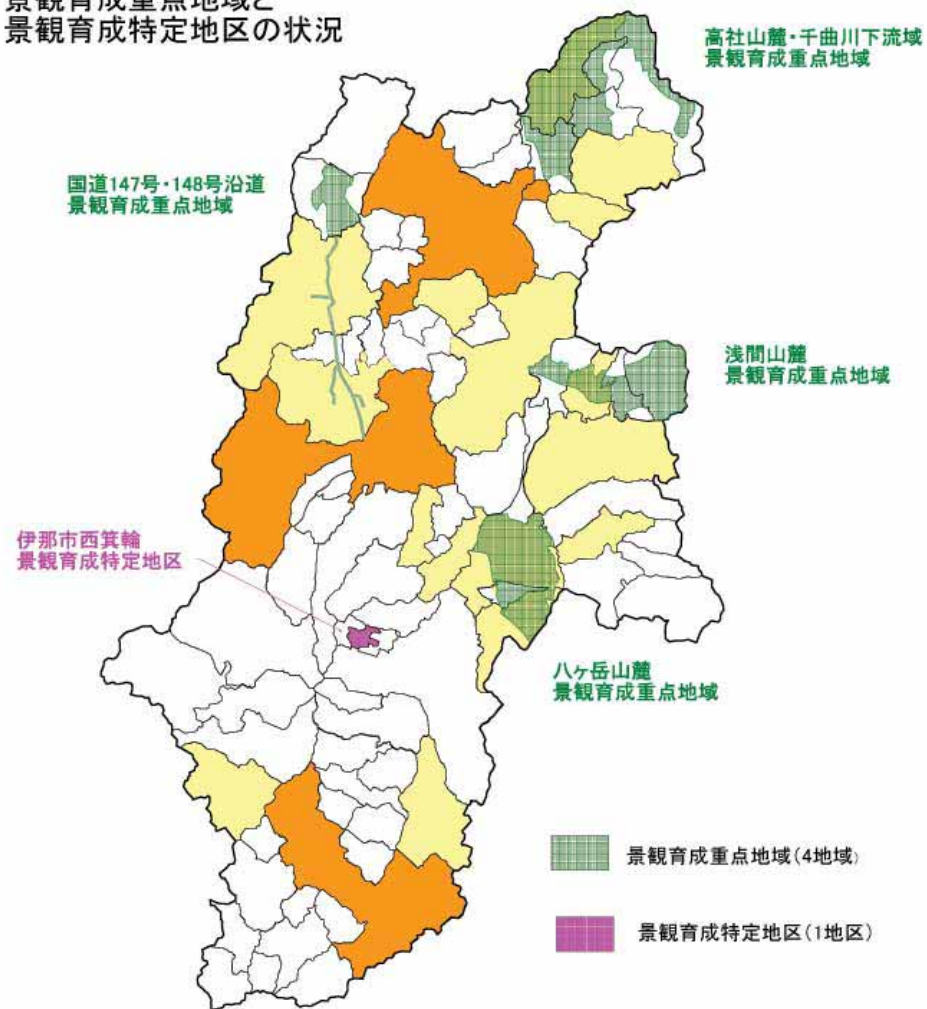
### 景観育成特定地区

市町村の内の特定の街区、路線などの比較的狭い範囲を想定し、地域の住民からの提案に基づき指定

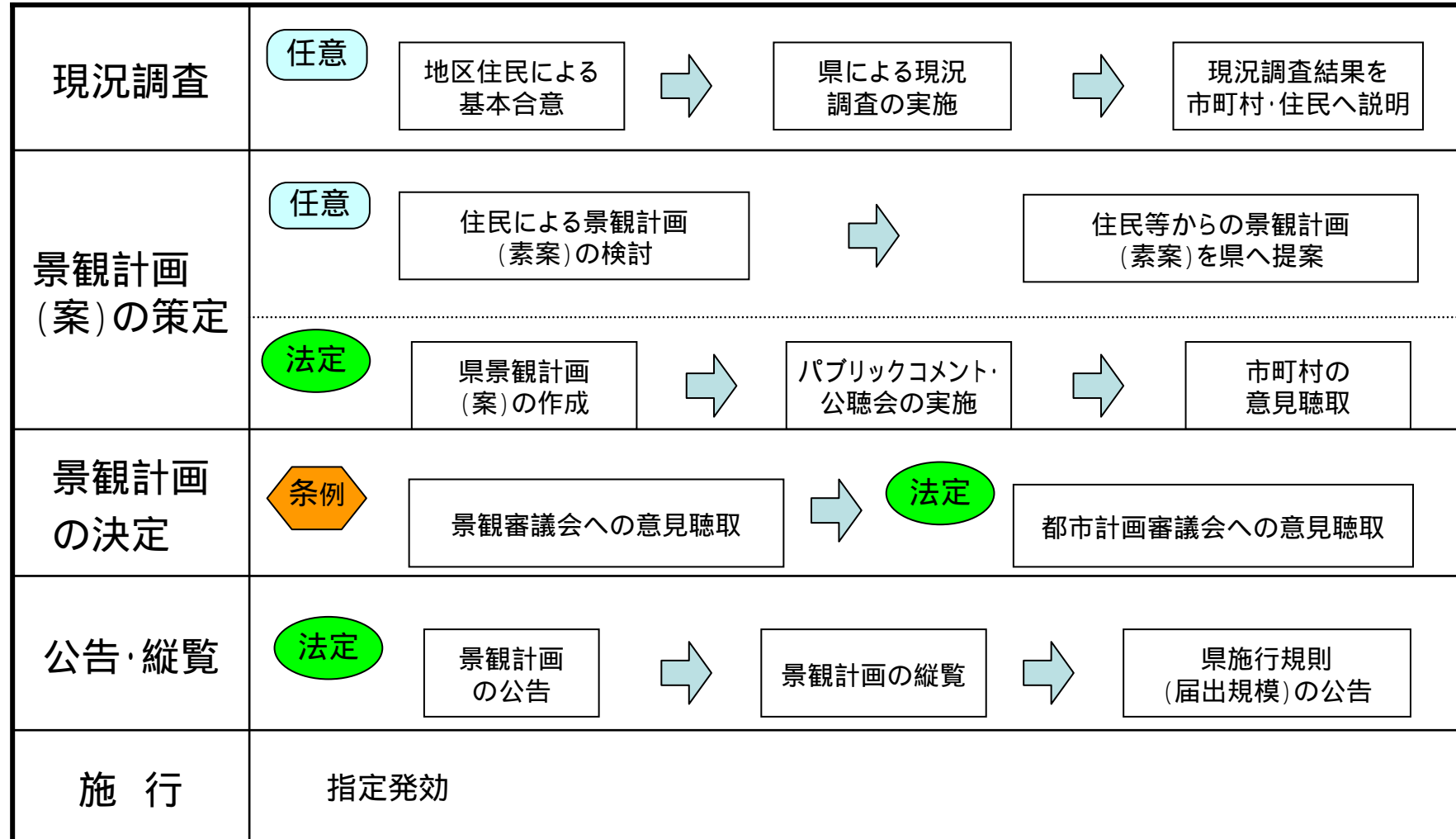
### 3 景観育成特定地区(県独自)

- 住民等から県へ景観計画(素案)を提案  
住民協定などを締結した、景観育成協議会も可能
- 土地所有者等の概ね2 / 3以上の同意  
同意者の地積の合計においても、2 / 3以上が必要
- 0.5ha以上の一体の土地  
景観協定又は住民協定地区の場合は、0.1haに緩和

# 景観育成重点地域と 景観育成特定地区の状況



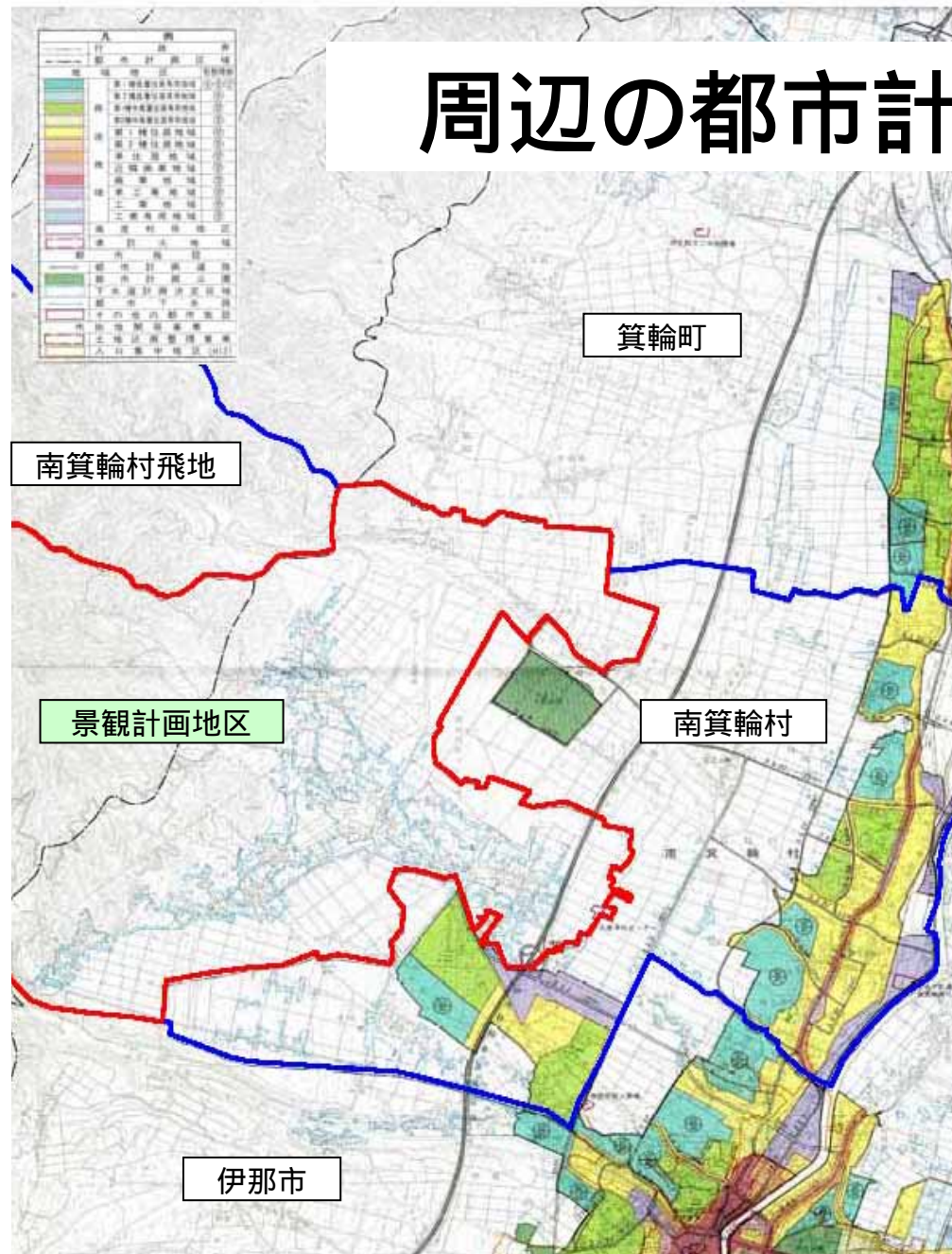
# 景観育成特定地区指定のフロー



# 景観計画提案までの経過

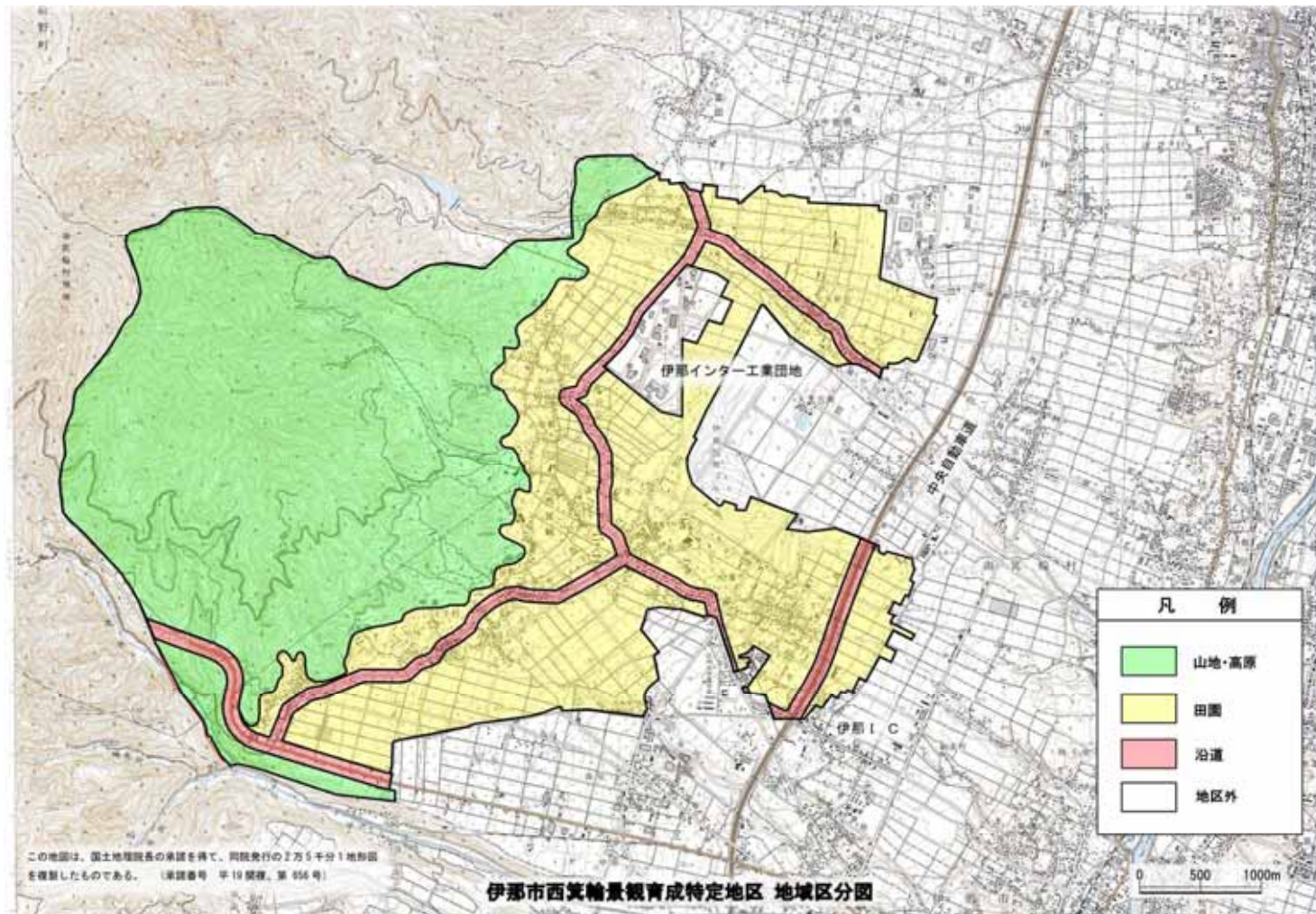
年 月	内 容
H17. 3.	西箕輪ふるさと景観住民協定認定
H18. 9. ~	景観特性把握のための現況調査
H19. 5.	地区ワークショップ開催
H19. 6.	景観ウォーキング実施(2回)
	住民協定者会を景観育成協議会に認定
H19.8.	協議会による地区説明会(7回)
H19.11. ~	同意書の署名開始
H20. 3.	景観育成協議会から景観計画(素案)の提案
H20. 4. ~	景観計画パブリックコメント等の実施
H20.5.	景観計画の公開による意見聴取

# 周辺の都市計画





# 伊那市西箕輪景観育成特定地区の概要



# 届出が必要な行為・規模(抜粋)

行為の種類			届出を要する規模	
			現 在	特定地区指定後
建築物等	建築物	新築、増築等	高さ13m又は建築面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	床面積20m <sup>2</sup> を超えるもの
		外観の変更	変更に係る床面積400m <sup>2</sup> を超えるもの	変更に係る床面積25m <sup>2</sup> を超えるもの
	工作物	煙突、鉄柱等	高さ13mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
		電気供給等施設	高さ20mを超えるもの	高さ8mを超えるもの
		広告塔・広告板類	高さ13m又は表示面積25m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ5m又は表示面積3m <sup>2</sup> を超えるもの
土地の形質の変更			面積3,000m <sup>2</sup> を超える又は法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの	面積300m <sup>2</sup> を超える又は法面・擁壁の高さ2mを超えるもの
屋外における広告物等の表示			表示面積25m <sup>2</sup> を超えるもの	表示面積3m <sup>2</sup> を超えるもの

# 景観育成基準(抜粋)

赤字は、特定地区独自項目

		山地・高原地域	田園地域	沿道地域
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (10m以上後退努める)	できるだけ後退 (5m以上後退努める)
		隣地後退	できるだけ離し、ゆとりある空間	
	規模	規定なし <b>建築物高さ 原則13m以下</b>	規定なし <b>原則13m以下 個々の規模も抑える</b>	規定なし <b>原則13m以下 空間の確保</b>
	色彩等	自然の色彩基調、周辺の景観との調和		
	照明等	周辺の建築物等との調和 <b>原則、ネオンサイン・点滅照明・動光設置しない。ライトアップしない。</b>		
屋外の 広告物の 表示	配置・色 彩等	規定なし <b>・自己の居住用10㎡以下、案内看板高さ3.5m・表示面積4㎡未満 ・基調色：白・銀・青系・こげ茶系の組み合わせ及び木の地肌 ・道路から1m以上かつ交差点から10m以上離す</b>		

# 景観計画(案)に対する主要な意見

パブリックコメントにおける意見(募集期間:平成20年4月18日～5月12日)

NO.	該当箇所(ページ)	意見等の内容
1	3,6,8ページ	電柱・電線について地下埋設を進めていただきたい。
2	記載無し	西箕輪の景観の良さの一つに、美しい星空の夜景がある。街灯は、防犯上必要だが、タイマーなどで時間的なコントロールするよう記載願いたい。
3	3,6,8ページ ア 配置(オ)	「電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。」 「電柱、鉄塔類の設置に関してはできるだけ目立たないように配慮すること。」 (理由)設置場所は、保守管理上道路沿いに限定されるため。
4	届出行為全般	電気供給等施設について、早期に供給を求められることから、一括・事後届出などの配慮をお願いしたい。
5	届出行為全般	法で届出の除外されている、災害のための応急措置として行う行為について除外するとともに、永久設備による復旧も除外されたい。
6	電気供給施設全般	公益性に鑑み、配置、規模、形態・意匠、色彩等の基準の緩和をお願いしたい

公開による意見聴取(開催日、場所:平成20年5月8日、伊那市西箕輪支所)

7	1ページ 第3の1(1) 地区の概要	「農地の宅地化が進んでいる」「農地の転用が進んでいる」 (理由)宅地化だけではなく雑種地への転用も見受けられるため
---	-----------------------	--------------------------------------------------------------

## 対岸の山から見た西箕輪



## 田園地域が中心の集落の近景



## 西箕輪地区の四季



## 景観育成特定地区指定の取組



景観住民協定周知のリーフレット



景観ウォーキングの実施



景観住民協定地区の表示